

ヤングケアラー支援に係る研修資料等

ヤングケアラーについて県教委が説明を行った研修会等（R3～R4.11）

	年度	月	研修会	対象者	校種
1	R 3	7	高知県教育委員会事務局職員人権問題研修会全体研修	県教育委員会事務局職員（所属長を除く）	その他
2		8	相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会	SC、SSW、教諭、市町村教育委員会担当者	小中高その他
3		9	SSW連絡協議会	SSW、担当者	その他
4		10	高知県地区別生徒指導担当者・生徒指導主事会	生徒指導主事	小中高
5		11	学校保健推進研修会	養護教諭	小中高
6		11	小中学校人権教育主任研修（オンデマンド）	人権教育主任	小中
7		11	高知県高等学校・特別支援学校人権教育主任研修（オンデマンド）	人権教育主任	高特
8		1	SC等研修講座	SC	その他
9	R 4	5	高知県小学校生徒指導担当者会	生徒指導担当者	小
10		5	高知県中学校生徒指導主事会	生徒指導主事	中
11		6	小中学校人権教育主任連絡協議会	人権教育主任	小中
12		6	高知県高等学校・特別支援学校人権教育主任連絡協議会	人権教育主任	高特
13		7	高知県教育委員会事務局職員人権問題研修会全体研修	県教育委員会事務局職員（所属長を除く）	その他
14		8	社会教育主事等研修 兼 市町村人権教育・啓発担当者研修会	市町村社会教育・人権啓発担当職員等	その他
15		8	相談体制の充実（チーム学校）に向けた連絡協議会	SC、SSW、教諭、市町村教育委員会担当者	小中高
16		10	高知県市町村教育委員会連合会研修会	市町村教育委員	その他
17		10	SSW連絡協議会	SSW、担当者	その他
18		10	私立学校人権教育主任等研修会	私立学校人権教育主任等	小中高
19		11	小中学校人権教育主任研修（オンデマンド）	人権教育主任	小中
20		11	高知県高等学校・特別支援学校人権教育主任研修（オンデマンド）	人権教育主任	高特

R3～R4.11の期間中、県教委が主催する20の研修会等において、ヤングケアラーについて説明を行った。

説明内容としては、ヤングケアラーとはどのようなものか（定義）、国の調査結果、支援の課題、教育と福祉・保健との連携のポイント等

校内研修資料

校内研修担当様

研修資料のご利用に当たって

本研修資料は、支援者・当事者双方への理解・啓発が必要とされている。「ヤングケアラー」について、校内研修を円滑に行えるよう支援するために作成したものです。

資料として添付してあります、啓発チラシやヤングケアラー支援ガイドライン等について研修内で適宜ふれていただくなどして、「ヤングケアラー」への理解を深め、早期発見・早期支援に繋げていただければと思います。

ヤングケアラーへの対応

高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

ヤングケアラーとは

「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」（厚生労働省Webページ）



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : izumi Shiga

世話をしている家族が「いる」(R2調査)

中学2年生：5.7%

高校2年生：4.1%

(全日制)

(R3調査)

小学6年生：6.5%

大学3年生

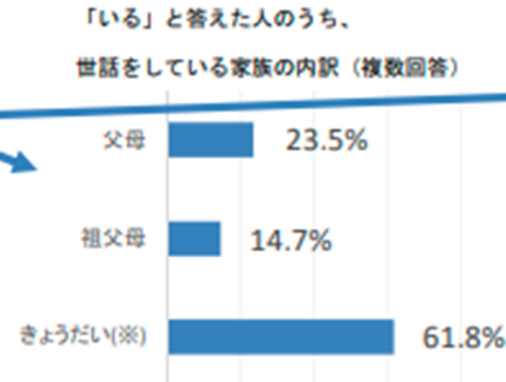
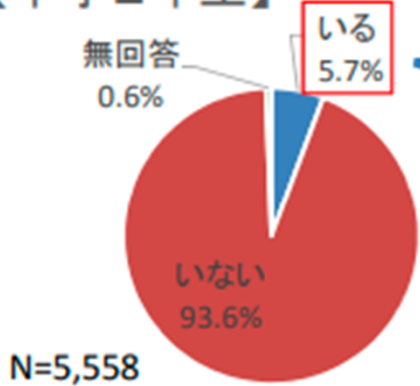
現在「いる」：6.2%

過去「いた」：4.0%

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より

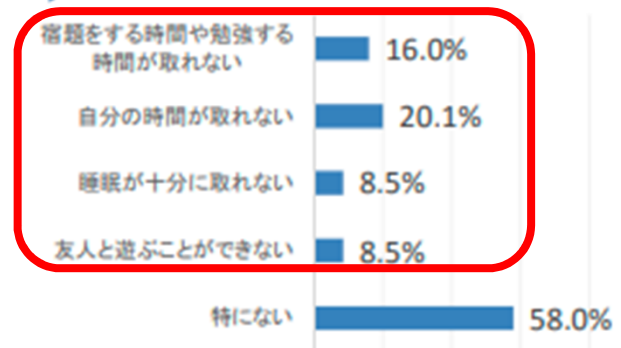
○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

【中学2年生】

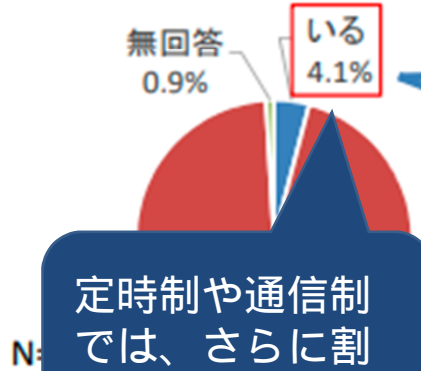


※きょうだいの状況 (複数回答)
 姉い73.1%, 身体障がい5.0%, 知的障がい14.7%,
 精神疾患・依存症 (悪い含む) 4.0%, 精神疾患・依存症以外の病気0.5%

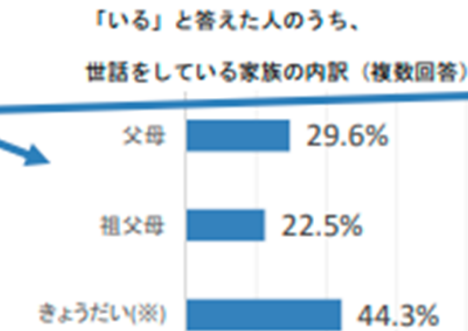
世話をしているために、やりたいけれどできていないこと (複数回答)



【全日制高校2年生】

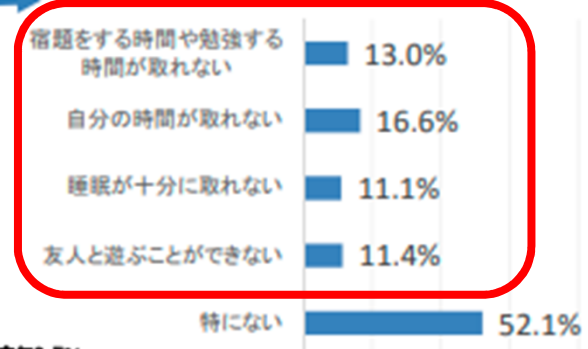


定時制や通信制では、さらに割合が高い傾向も。



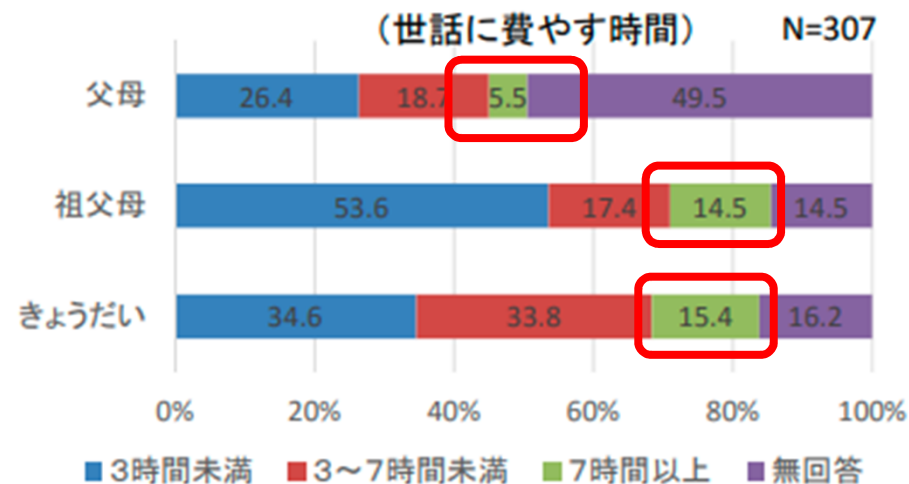
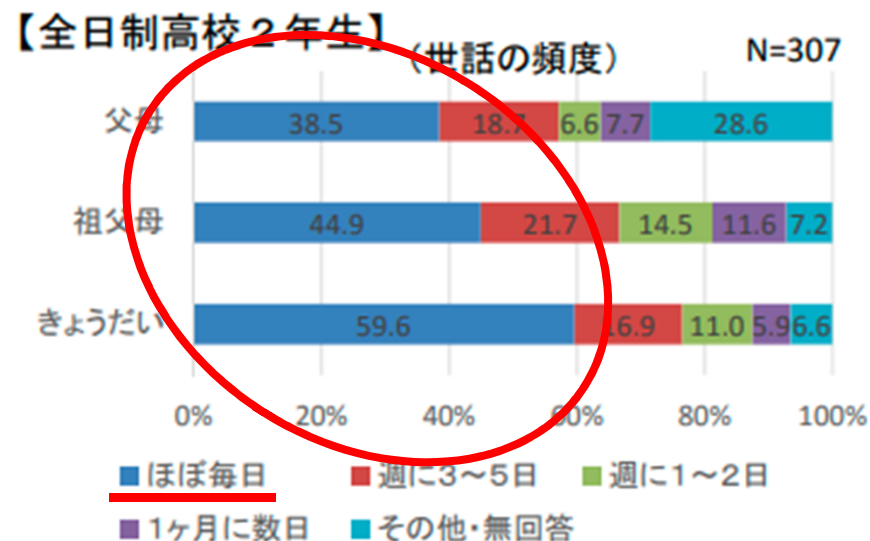
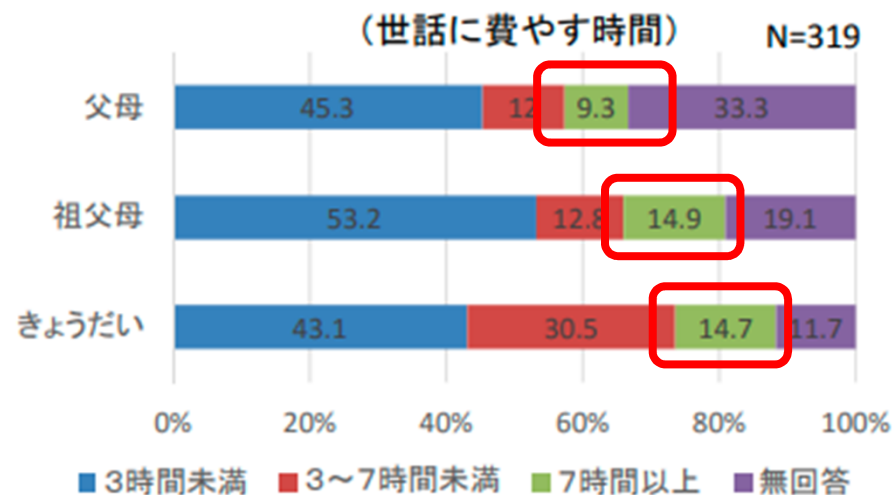
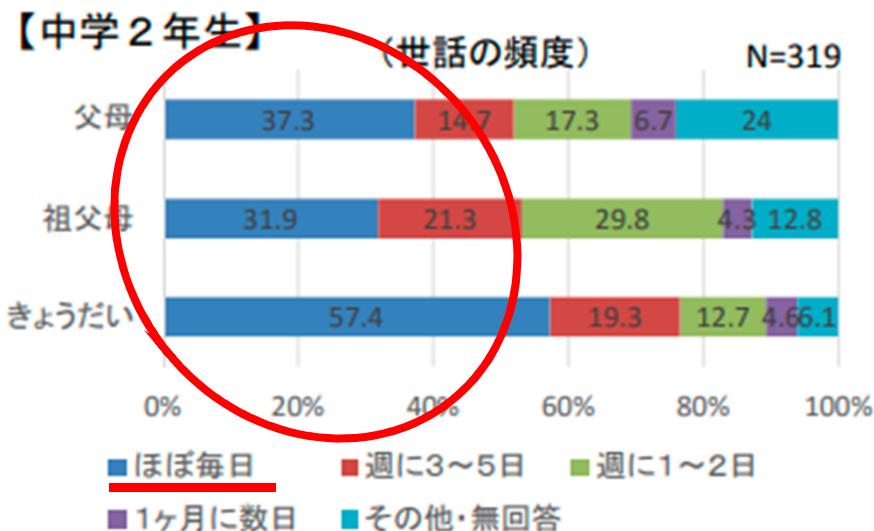
※きょうだいの状況 (複数回答)
 姉い70.0%, 身体障がい4.0%, 知的障がい1.1%,
 精神疾患・依存症 (悪い含む) 1.5%, 精神疾患・依存症以外の病気0.7%

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと (複数回答)



「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」より

- 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。



ヤングケアラーの問題点

「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン（案）」
（令和2年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

健康を守る権利

教育を受ける権利

育つ権利

...

本来、守られるべき
子ども自身の権利が侵害



その状況に気付いていない、
言い出せない子ども

結果として、学力不振
や友人関係のつまづき
などに影響も。

ヤングケアラー支援の課題

「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」（令和3年5月17日）

発見

- デリケートな問題であることや、自覚のなさ
- 家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、生きがいになったりしている場合も

支援

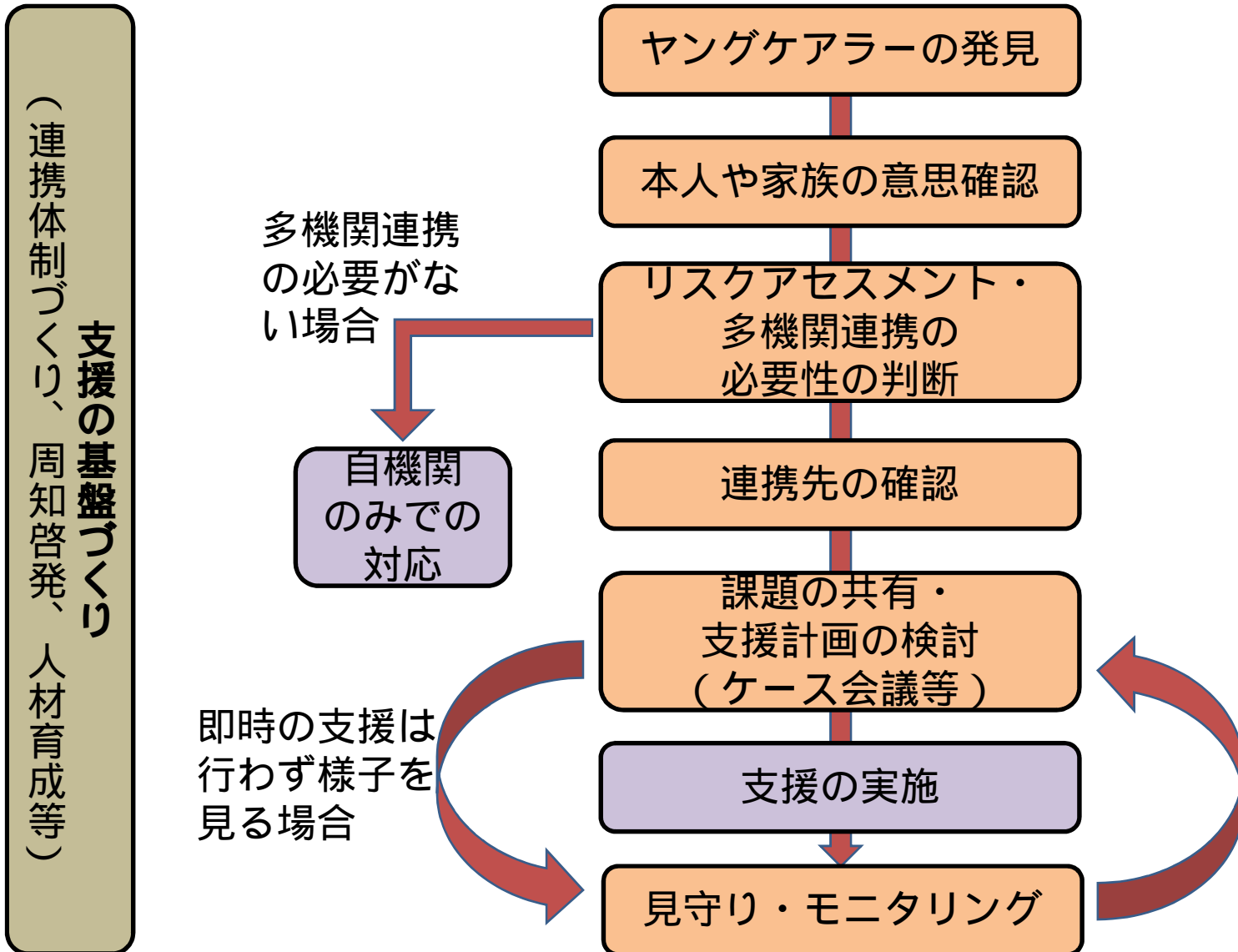
- 悩み相談への対応
- 適切な福祉サービスへのつなぎ

認知

- 社会的認知度の低さ
- 家族のケアやお手伝い自体は素晴らしい行為

ヤングケアラー支援の流れ

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)



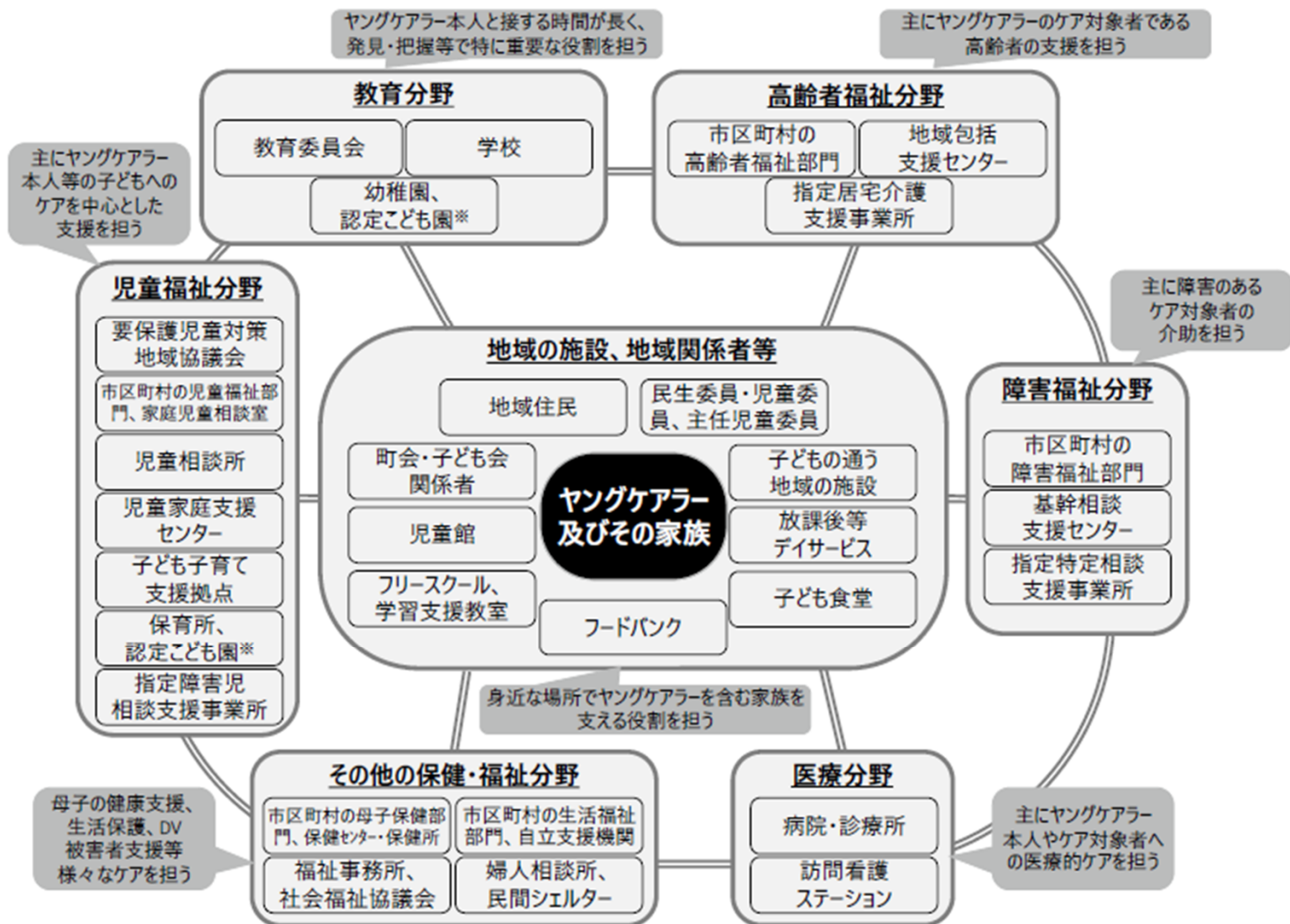
ヤングケアラーに気づくためのポイント

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)

分野(場所)等	きっかけの例
教育・保育 (学校・保育所 等)	<ul style="list-style-type: none">◆ 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である◆ <u>遅刻や早退が多い</u>◆ <u>保健室で過ごしていることが多い</u>◆ 提出物が遅れがちになってきた◆ 持ち物がそろわなくなってきた◆ しっかりしすぎている◆ 優等生でいつも頑張っている◆ 子ども同士よりも大人と話が合う◆ 周囲の人に気を遣いすぎる◆ 服装が乱れている◆ 児童・生徒から相談がある◆ 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている◆ 保護者が授業参観や保護者面談に来ない◆ <u>幼いきょうだいの送迎をしていることがある</u>

関係機関とその役割

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)



ヤングケアラーへの支援事例(アンケート調査より)

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)

子どもの日記に助けを求める記載があったことから支援につながった事例

- 精神疾患のある母親が寝たきりの状態になる。
- 祖母が当初はケアをしていたが、うつ傾向になり、子どもが日記で助けを求める。
- 担任がスクールソーシャルワーカーと連携し、社会福祉協議会、障害者自立支援協議会、市の福祉担当部署と学校で協議。
- 当初、家族は支援を受けることに消極的だったが、学校を含めた関係機関と一緒に家庭訪問を行ったところ、異なる立場からの説明により、家族の理解を促すことができた。

ヤングケアラーへの支援事例(アンケート調査より)

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)

末期がん闘病中の母親の長女がヤングケアラーであった事例

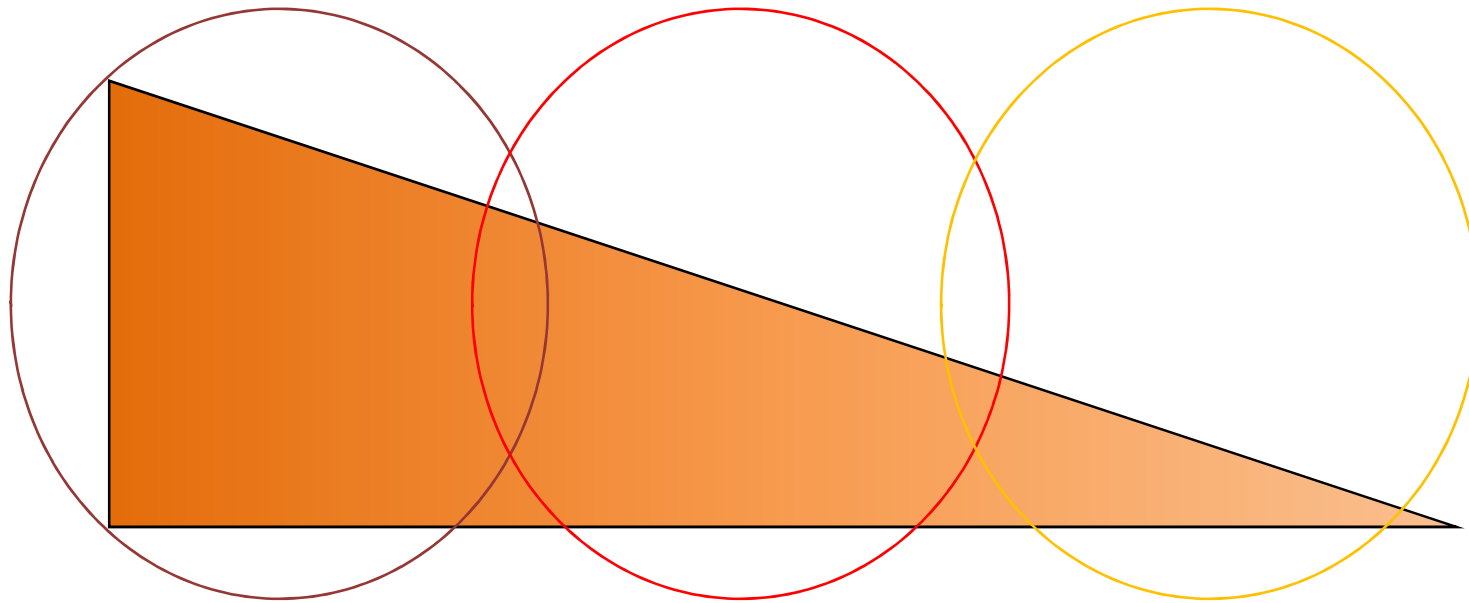
- 母親担当の医療ソーシャルワーカーが母親、父親に対して**長女に介護をさせないよう説明**
- **スクールソーシャルワーカーやケアマネジャー、訪問看護とも連携し支援**
- **スクールソーシャルワーカーは学校の教員とともに学校での様子確認、家庭訪問を実施**
- **ケアマネジャーや訪問看護は在宅で長女が過度に介護を担わないで済むよう支援**

学校が実施可能な支援内容の例(アンケート調査より)

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)

対象	支援内容例
教諭	生徒の思いの傾聴。事実確認、校内での共有。必要に応じて専門機関、スクールカウンセラーと連携。家庭内での生徒の立場を考慮して対応。
養護教諭	直接話を聞いたり、健康状態や学校生活の様子を観察することで、子どもの状態を把握し、寄り添った支援を行う。連携機関や専門職と情報を共有し、学校としてできることを実施。
スクールソーシャルワーカー	家庭への支援(制度やサービスの紹介)、必要な資源へつなぐこと、学校への支援、学校への周知啓発、地域や支援者への周知啓発。
スクールカウンセラー	自分自身も大切にしていけるように心のケアをしていく、保護者の問題のアセスメント、保護者面談、校内の環境調整のため教員、SSW等と相談・検討。

ヤングケアラーに気づいたら



児童虐待にも
該当



児童相談所
市町村福祉部署
警察等へ通告・相談

学校生活等に
支障



市町村福祉部署等と
連携して支援

目に見える支障なし



リスクアセスメント・
連携の必要性の十分な
検討

適切な福祉支援に繋げ、連携して支援にあたることが重要